

災害時における自動販売機商品の無償提供に関する協定書

滝沢市（以下「甲」という。）と、〇〇〇〇〇〇〇（以下「乙」という。）は、甲乙間において令和6年4月1日付けで締結した「市有財産貸付契約」（以下「貸付契約」という。）に基づき設置した自動販売機（以下「本件自動販売機」という。）内の飲料水に係る無償提供の取扱いについて、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、地震、風水害等（以下「災害」という。）の場合において、本件自動販売機内の飲料水の無償提供の取扱いについて定めることにより、乙が自動販売機を設置した施設（以下「本件施設」という。）の来庁者、職員、関係者（以下「利用者」という。）の飲料水の確保に関する支援体制を確立し、もって利用者の安全確保に資することを目的とする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害が発生した場合において、乙の協力が必要であると判断した場合は、乙に対し書面により協力を要請する。

2 前項の規定にかかわらず、緊急を要する場合は、甲は乙に対し、電話等により協力を要請することができる。なお、この場合において、甲は乙に対し、後日速やかに協力要請に係る書面を提出する。

（協力内容）

第3条 乙は、前条の規定により協力の要請があったときは、次に掲げる事項について協力する。

- （1）本件自動販売機内の清涼飲料水を無償提供すること。
- （2）本件自動販売機の取扱いについて甲に必要な助言を行い、又は自動販売機の操作を行うこと。
- （3）その他、甲乙協議の上、必要があると認めたこと。

2 乙は、前項に規定する協力事項を実施するため、本件自動販売機の操作方法を記載した書面、鍵等をあらかじめ甲に提出する。

3 甲は、前項の規定により提出された物品等を厳重に保管しなければならない。

（協定期間）

第4条 この協定の有効期間は、貸付契約の貸付期間とする。ただし、貸付契約が解除された場合は、解除の日までとする。

（費用負担）

第5条 この協定の履行に関して必要な費用は、全て乙の負担とする。ただし、甲が必要と認めた場合は、この限りでない。

(協議)

第6条 この協定に関して疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議の上定めるものとする。

上記協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ各自1通を保有する。

令和6年4月1日

甲 岩手県滝沢市中鶴飼55番地
滝沢市
滝沢市長 武田 哲

乙